

【要注意】これを知らないと仕入税額控除が出来なくなります！！

事業環境変化対応型支援事業

# 「改正電子帳簿保存法」とインボイス

～2023年末からデータで受領した請求書などの帳簿類は電子データ保存が義務化されます！～

2022年1月1日の電子帳簿保存法改正により電子化要件が大きく緩和されると同時に、電子取引のデータ保存が義務化になりました。企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、早急な対策が必要です。

電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書のPDFファイルやEDIシステムで受取されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。今回のセミナーでは、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します。

## 講座内容

- インボイス制度の概要
- 電子帳簿保存法（電帳法）とは？  
電帳法の規制の範囲／帳簿・書類・電子取引とは
- 今回の改正の内容  
電子帳簿等保存制度/スキャナ保存制度
- 電子取引のデータ保存  
電子取引とは何か／電子取引の保存要件
- 2023年12月31日までの改正電帳法の猶予期間

## 講師

きむら あきらこ  
税理士事務所  
所長 きむら あきらこ

木村 聡子 氏



税理士。きむら あきらこ税理士事務所代表。福岡県遠賀郡出身。法政大学法学部卒。一般企業へ勤務後、会計事務所に勤務しながら実質3年で税理士試験に合格。2000年に税理士事務所を開業。中小企業の税務顧問だけでなく、「小さな相続専門税理士」として、小さな相続案件をサポートする税理士としても知られる。

日時 令和4年11月21日(月) 14:00～16:00

お申込用QRコード

場所 木更津商工会館 3F 研修室（木更津市潮浜1丁目17-59）

主催 木更津商工会議所 中小企業相談所（担当：遠藤） ☎0438-37-8700

協力 公益社団法人 木更津法人会 ・ 木更津市 ・ 木更津青色申告会

受講料 無料 定員 50名 対象者 中小小規模事業者（会員・非会員問わず）

お願い

- 体調不良がすぐれない方、風邪の症状などがある方は来場をお控え下さい。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日はマスクの着用をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナー開催を中止する場合がございます。

【お申込書】 FAX 送信先：0438-37-8705

こちらの申込書へご記入ください。		事業所名		
所在地			TEL	
			FAX	
氏名			氏名	

※ご記入頂いた情報は、講座運営にかかわる諸連絡・事務、及び各種講座情報提供の目的に使用致します。